

## 愛媛県環境審議会条例施行規則（平成12年3月31日規則第17号）

〔沿革〕平成12年12月22日規則第69号、平成13年8月7日規則第47号、平成27年9月11日規則第41号改正

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県環境審議会条例（平成6年愛媛県条例第18号）第8条第1項及び第10条の規定に基づき、愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員等）

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

3 前2項の規定は水質特別委員について、前項の規定は専門委員について準用する。

（部会の設置等）

第3条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

温暖化対策部会	地球温暖化対策及び環境の保全に関する計画（他の部会の所掌する計画を除く。）に関する事項
化学物質環境保全部会	化学物質等による環境汚染に係る生活環境の保全に関する事項
自然環境部会	自然環境の保全、県立自然公園及び県立都市公園に関する事項
鳥獣保護管理部会	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
温泉部会	温泉に関する事項

2 前項に規定するもののほか、審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 部会の委員は、2以上の部会の委員を兼ねることができる。

（部会の会議）

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務を行う場合にあつては、水質特別委員を含む。次項及び次条において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考人）

第5条 審議会及び部会は、調査審議等のため必要があるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。